

仕 様 書	作成年月日	令和8年2月12日
	仕様書番号	—
	作成部隊名	自衛隊神奈川地方協力本部
件 名	相模原事業所ごみ処理	
履行期間	自 令和 8年 4月 1日 至 令和 9年 3月31日	
履行場所	相模原市中央区相模原4-7-10 (エス・プラザビル1F) 自衛隊神奈川地方協力本部相模原地域事務所	
履行内容	事業系一般廃棄物 (ダンボール含む) の処理	
処理要領 及び条件	<p>自衛隊神奈川地方協力本部 (相模原地域事務所) から排出される生ゴミ及び紙屑等を、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、相模原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例に基づき次のように処理する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業系一般廃棄物 (ダンボール等含む) 及び布 (繊維、布) 資源ごみ (シュレツダー屑) をそれぞれ分別し、週1回金曜日午前中、受注者の指定する場所に搬出処理をする。 2 当事業所から履行指示がある場合は、月・水・金のいずれかで処理する。 3 受注者は当該月分の搬出数量を月末に取りまとめた後、速やかに書面にて、官側に報告する。 4 天災地変又は特別の事情により搬出処理が不可能になった場合は、直ちに官側に報告し了承を得ること。 5 年間予定数量 : 約720kg 6 年間予定回収回数 : 48回 	
そ の 他		
備 考		